

理事の選挙に関する細則

本細則は、評議員等の選出方法等に関する規程第6条に基づき理事の選挙に関する事項を定めるものである。

第1条 理事は、改選された評議員の選挙により選出する。

- (1) 選挙人及び被選挙人は、改選された評議員であり、無記名投票により選挙を行う。
- (2) 投票は、事前に送付された改選された評議員が記載された投票用紙の投票欄に○印を4か所付し、本学会事務局まで郵送することで行う。

第2条 開票に際しては、次の点に留意する。

- (1) 前条第2号の投票用紙以外での投票は、無効とする。
 - (2) 郵送の消印が投票締切日を過ぎた投票は、無効とする。
 - (3) 無記名でないと判断される投票は、無効とする。
 - (4) 投票用紙に4を超える○印が付された投票は、無効とする。
 - (5) 投票用紙に3以内の○印が付された投票は、それらを有効とする。
 - (6) 投票用紙に4以内の○印付された投票であって○印の判読が不能である場合は、当該○印は無かったこととする。
 - (7) 投票用紙に4以内の○印が付された投票であって同一投票欄に○印が重複している場合は、当該欄の○印は、1と数える。
- 2 本学会事務局は、改選評議員による社員総会の席上で監事の立会の下、投票用紙を開封する。

第3条 選出の決定は、次による。

- (1) 有効○印の数の多い順に12名以内を選出する。
- (2) 前号で当落境界に同数の有効○印があり12名を超えるときは、本学会事務局は抽選を行って当選者を提案できる。

附則

本細則は、平成11(1999)年7月19日制定

2001年10月19日改訂

2002年10月4日改訂

2011年11月5日改訂

2015年11月7日改訂